

戸籍事務に精通した執筆陣による **実務家視点** の逐条解説

# 戸籍法 コンメンタール

南 敏文 弁護士・元東京高等裁判所部総括判事

櫻庭 倫 法務省民事局民事第一課長

編著

2025年3月刊 A5判上製箱入 1,104頁 定価15,400円(本体14,000円)

978-4-8178-4992-2 商品番号:40967 略号:戸コン

## 戸籍法 コンメンタール

南 敏文 編著  
櫻庭 倫

日本加除出版株式会社

### 令和7年6月1日を内容現在とする戸籍法全条文の逐条解説

✓ **氏名の振り仮名に関する改正** に対応!

(令和5年法律48号、令和7年5月26日施行)

✓ **親権等に関する民法改正** (令和6年法律33号) など

刊行時点で公布されている未施行の法改正についても解説。

✓ **約1000先例** に言及、法との関連が理解しやすい。

#### 本書の 特色

- コンピュータ実務に配慮した詳細で丁寧な解説。
- 法の規定が実務をどのように根拠づけているか、規則・先例を踏まえて明快に理解できる。

### 第3章 戸籍の記載

#### 【前注】

本章においては、戸籍の記載に関して必要と定めている。すなわち13条では戸籍の記載事項の順序、15条では戸籍記載の事由、16条が及び除籍の原因、24条では職権による戸籍訂

#### 1 戸籍の記載

戸籍事務は、主として戸籍の記載を目的としてされる。この手続は、法に定められるところに従い処理することとして戸籍の記載があるが、これは、届出・報告のことを原則とし、例外的に市町村長が職権で行うものを記載する端緒の主なもの届出であるので、戸籍法は関する規定を設けている。

戸籍の記載については、法13条で法定されているが、詳細な事項については規則に委ねている。届書の記義務に関わるので、婚姻等の個別の身分事項について規定し、かつ、これに基づき戸籍に記載することを記により、間接的に個別の戸籍記載事項のうち主なもの。また、戸籍編製の原則(戸6)やそれを具体化した戸籍の基本的な構造や、個人の特定に関する事項も戸籍個別の身分事項等に関する詳細は、いわば行政内部のものとして、規則事項としているのである。この規則事項は戸籍法の委任に基づくものである。以下の解説においては、規則で定められている事項も含め「法定されてい

#### 【戸籍の記載事項】

第13条 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
  - 二 氏名の振り仮名(氏に用いられる文字の読み方(「氏の振り仮名」という。)及び名に用いられる文字(以下「名の振り仮名」という。))
  - 三 出生の年月日
  - 四 戸籍に入った原因及び年月日
  - 五 実父母の氏名及び実父母との続柄
  - 六 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
  - 七 夫婦については、夫又は妻である旨
  - 八 他の戸籍から入った者については、その戸籍からの転籍の事由
  - 九 その他法務省令で定める事項
- ② 前項第二号の読み方は、氏名として用いられ、一般に認められているものでなければならない。
- ③ 氏名の振り仮名に用いることのできる仮名及び省令で定める。

#### (1) 氏名の振り仮名として許容される範囲

本条1項2号で、氏名の振り仮名、すなわち、氏に用いられる文字の読み方を示す文字(氏の振り仮名)と名に用いられる文字の読み方を示す文字(名の振り仮名)は、戸籍の記載事項とされ、本条2項では、氏名の振り仮名の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならないことを定めている。我が国では、昔から源頼朝(ヨリトモ)や池田勇人(ハヤト)のように通常の音調とは異なる「名乗り調」がある一方、最近ではキラキラネームと呼ばれる難読な読み方もあるが、子の利益や社会の混乱防止の観点から、上記のとおり制限が加えられた。本条2項に定める読み方に該当するかどうかは、「わが国の命名文化や名乗り調が創造された慣習、名に名乗り調が多用されてきた歴史的背景も念頭に、社会において受容され又は慣用されているかという観点から判断されよう」<sup>(2)</sup>。そこで、「次郎」を「サブロー」とするような読み違いと思われる読み方、「高」をヒクシとするような漢字とは正反対の読み方、「弘」をマイケルとするような関連性のない読み方は認められないと考えられる。

なお、本条3項では、氏名の振り仮名に用いることのできる仮名及び記号の範囲は法務省令で定めるものとされ、「片仮名」で表記することが予定されている。

## 内容 見本

日本加除出版

営業部  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00

X (旧 Twitter) @nihonkajo  
www.kajo.co.jp



日本加除出版HP